

繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	・ ・	法人名	
-------------	-------------	--------	--------	-----	--

〔御注意〕 平成21年3月31日以前に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六の二(四)付表二（旧別表六の二(四)付表二）を御使用ください。

連 結 法 人 名		区 分		・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
加 入 等 及 び 離 脱 等 以 外 の 連 結 法 人		発生額又は前期繰越額	1	外	円	
		当 期 控 除 額	2			
		翌 期 繰 越 額	3			
			発生額又は前期繰越額	4	外	外
			当 期 控 除 額	5		
			翌 期 繰 越 額	6		
			発生額又は前期繰越額	7	外	外
			当 期 控 除 額	8		
			翌 期 繰 越 額	9		
			発生額又は前期繰越額	10	外	外
			当 期 控 除 額	11		
			翌 期 繰 越 額	12		
			発生額又は前期繰越額	13	外	外
			当 期 控 除 額	14		
			翌 期 繰 越 額	15		
			発生額又は前期繰越額	16	外	外
			当 期 控 除 額	17		
			翌 期 繰 越 額	18		
			発生額又は前期繰越額	19	外	外
			当 期 控 除 額	20		
			翌 期 繰 越 額	21		
小 計		発生額又は前期繰越額	22	外	外	
		当 期 控 除 額	23			
		翌 期 繰 越 額	24			
加 入 等 を し た 連 結 法 人	事業年度又は 連結事業年度	発生額又は前期繰越額	25	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
		発生額又は前期繰越額	26	外	円	
		当 期 控 除 額	27			
	事業年度又は 連結事業年度		発生額又は前期繰越額	29	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
			発生額又は前期繰越額	30	外	円
			当 期 控 除 額	31		
	小 計		発生額又は前期繰越額	32		
			発生額又は前期繰越額	33	外	外
			当 期 控 除 額	34		
合 計		発生額又は前期繰越額 (22)+(33)	36	外	外 ^②	
		当 期 控 除 額 (23)+(34)	37			
		翌 期 繰 越 額 (24)+(35)	38			
		(36) の 累 積 額	39	①	①+②	
離脱等をした連結法人の繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細						
連 結 法 人 名		区 分		・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
		発生額又は前期繰越額	40		円	
		発生額又は前期繰越額	41			
合 計		発生額又は前期繰越額	42			

別表六の二(四)付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項又は第5項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「発生額又は前期繰越額」の各欄には、前期のこの明細書のその連結法人に係る「翌期繰越額」の金額を移記します。
- 3 「発生額又は前期繰越額」の各欄の外書には、連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合に、その分割型分割の日の前日を含む事業年度において措置法第42条の4第7項（繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定により法人税額から控除された金額を記載します。
- 4 当期控除額の各欄は、別表六の二(四)付表一の「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額5」に記載がある場合には、「発生額又は前期繰越額」の金額を移記します。

別表六の二(四)付表一の「一部控除の場合」の各欄に記載がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額を記載します。

 - (1) 最初の超過連結事業年度 別表六の二(四)付表一の「 $(8) \times \frac{(9)}{(10)}$ 11」の金額
 - (2) 最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結事業年度 別表六の二(四)付表一の「 $(12) \times \frac{(13)}{(14)}$ 15」の金額